

【契約書別紙】

- 担当者
氏 名 副主任生活相談員 入 江 均

【利用場所】 福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢1番地30
社会福祉法人太田福祉記念会
特別養護老人ホームあたまホーム
(ユニット型地域密着型介護老人福祉施設) 内

【利用可能な設備等】

定 員	6名	静養室	2室
居 室 1人部屋	ユニット型個室：6室 (1室11.93～12.51㎡)	医務室	1室
		デイルーム	5室
		ホール(食堂)	1室
浴 室	個浴と特殊浴槽があります。	機能訓練室	1室

※特別養護老人ホーム(ユニット型地域密着型介護老人福祉施設)の空床利用となります。

○ サービスの内容

①介護予防短期入所生活介護計画の立案	利用期間が4日以上継続する場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防サービス計画に沿って介護予防短期入所生活介護計画を作成します。
②食事	朝食 午前7時30分～午前8時30分 昼食 正午～午後1時00分 夕食 午後6時00分～午後7時00分 ※事業者は医師の処方による療養食にも対応可能です。
③入浴	週に最低2回入浴していただけます。ただし、状態に応じ特別浴又は清拭となる場合があります。
④介護	介護予防短期入所生活介護計画に沿って下記の介護を行います。 *着替え・排泄・食事・入浴等の介助、体位交換、シーツ交換、事業所内の移動の付添い等
⑤機能訓練	必要に応じて訓練室又は居室等で機能訓練を行います。
⑥生活相談	常勤の生活相談員又は介護支援専門員に、介護・看護以外の日常生活に関することも含めて相談できます。
⑦健康管理	利用中の健康管理を行います。なお、利用初日には簡単な健康チェックを行います。
⑨レクリエーション	新年会、敬老会、年忘れ会、交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもあります。
⑩洗濯サービス	事業者が有する設備で洗濯可能な衣類は無料で行います。
⑪理美容サービス	毎週水曜日に理美容サービス(有料)をご利用いただけます。

○ 料 金

(1) 基本料金

① 利用料（ユニット型介護予防短期入所生活介護費）

	【ユニット型個室】 223～230号	
	1日当たりの自己負担額	介護保険適用時の 1日当たりの自己負担額
要介護1	5,080円	508円
要介護2	6,310円	631円

② 加 算

算定要件を満たしている場合には、次の料金が加算（減算）されます。

※利用者負担（介護保険適用時）の割合 料金上段＝1割、料金下段＝2割

サービス内容	料 金			算定要件
	自己負担額	介護保険 適用時		
機能訓練体制加算	1日	120円	12円 24円	機能訓練指導員を配置している。
個別機能訓練加算	1日	560円	56円 112円	機能訓練指導員等が機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行っている。
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	1日	2,000円	200円 400円	認知症の行動等のため在宅で生活が困難な方が、緊急に利用してから7日以内。
若年性認知症入所者受 入加算	1日	1,200円	120円 240円	若年性認知症の方に対し、本人の希望を踏まえた介護サービスを行っている。
送迎加算	片道	1,840円	184円 368円	利用者の送迎を行っている。
療養食加算	1日	230円	23円 46円	食事せんに基づいた療養食が提供されている。
サービス提供体制強化 加算	1日	180円	18円 36円	介護福祉士を一定割合以上配置している。
介護職員処遇改善加算	1月	①及び②の料金の5.9%		質の高いサービスを安定的に提供するため、介護職員の賃金改善に係る計画を作成・実践し、経営の安定化を図っている。

③ 食 費 1日当たり 1,380円
(朝食300円・昼食540円・夕食540円)

④ 滞在費 1日当たり ユニット型個室 1,880円

(2) 送 迎

通常の送迎の実施地域は郡山市、本宮市、猪苗代町及び大玉村です。

(3) 償還払い

保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、当該月の費用を全額お支払いいただきます。お支払いいただきますと、事業者はサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を市町村の窓口に提出しますと自己負担額（保険料の負担割合分、滞在費、食費）を除く金額が払い戻しされます。

(4) その他

行事参加費、理美容代、日用品（歯ブラシ、歯磨き粉、化粧品、洗顔タオル、バスタオル等）は別途料金がかかります。

○ ユニット型介護予防短期入所生活介護サービス利用の中止

① 利用開始予定日以前の中止

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

利用予定日の前日午後5時00分までにご連絡をいただいた場合	無 料
利用予定日の前日午後5時00分までにご連絡がなかった場合	1日分の基本料金の半額

② 利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合は、利用期間中でもサービスを中止する場合があります。この場合、事業者は、必要に応じ家族等又は緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。なお、料金は退所日までの日数を基準に計算されます。

※利用者が中途退所を希望した場合

※利用日の健康チェックの結果、体調が優れないと判断された場合

※利用中に体調に変化があった場合

※利用者が、事業者やサービス従業者又は他の利用者等に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

○ 苦情等の窓口

事業者のサービスに関する苦情等は下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆

苦情受付担当者 副主任生活相談員 有馬明美

電話番号 024-984-2766

(受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分)